

令和4年（ワ）第45号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第4陣訴訟）

原告 芹川輝男外98名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

原告ら第24準備書面

（被告準備書面（6）に対する反論）

2024（令和6）年3月12日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺 利孝



同 鈴木 堯博



同 広田 次男



同 米 倉 勉



同 鈴木 延枝



同 佐藤 剛志



同 菅 野 哲



同 磯 秀一良



同

永

山

健 太 郎



同

大

木

裕 生



同

櫛

田

啓



同

三

浦

学 人



原告ら訴訟復代理人弁護士

杉

原

悠 記 子



外

第1 本件訴訟における原告の損害認定は個別事情に基づく精神的損害の評価・算定になじまないこと

1 被告は、準備書面（6）の第1の1において、原告らは、原告各自に生じたとする損害について、それぞれの固有の権利として損害賠償の請求をしているのであるから、各原告についてそれぞれ、被害の発生とその内容が確定されなければならない、特に精神的損害に対する慰謝料は、慰謝料の評価・算定は個別の事情に基づきなされる必要があるなどと主張する。

2 しかしながら、以下のとおり、本件訴訟における損害の算定は、個別の事情のみに基づく精神的損害の評価・算定になじまないといえる。

（1）原告らは、被侵害利益として、包括的生活利益としての平穏生活権を主張し、損害事実として、長期に及ぶ避難生活により日常の生活が阻害されたこと、及び、故郷の喪失を主張している。

本件事故における原告らの損害を適切に評価するためには、各原告らにおいて生じている損害を、個々に積み上げていくのでは不十分であり、包括的に把握することが必要であるからである。

（2）損害を包括的に把握する理由としては、被告の不法行為の特徴として、被害が広範であること、被害が継続していること、被害が深刻で全面的であることという点があげられる。

すなわち、被告の不法行為は、双葉郡及びその周辺地域という、広範な地域を対象として、その地域内に居住する住民に対し、等しくその包括的生活利益としての平穏生活権の侵害をもたらした故郷を喪失させた、各原告にとって共通の不法行為である。

各原告の個別の被害事実は、各原告によって現れ方が多様であるが、その原因となっている、突然の避難を余儀なくされて長期に及ぶ避難生活により日常の生活が阻害されたことや、故郷の喪失そのものは、被告の不法行為により各原告に対し共通してもたらされているといえる。

（3）そのうち、特に、故郷の喪失ないし地域生活利益の侵害は、具体的には、

生活と生産の諸条件の喪失であるとともに、自然とのかかわり、人とのつながり、それらを長期的に継続させることの喪失である。

原告らを含む双葉郡の地域住民は、全員が様々な職業、趣味などをもち、双葉郡の自然の恩恵を受け、地域の文化などに関わり、様々なコミュニティに属していた。そして、そのような地域生活利益は、双葉郡において代々受け継がれてきた。確かに、職業や趣味、コミュニティの内容やコミュニティ内での人付き合いの深度などは、個々の住民で異なっているが、双葉郡のコミュニティや地域生活利益は、原告らを含む地域住民全員により重層的に形成され、より複合的で充実した地域生活利益を享受する環境が形成されていたといえる。

原告らは、その地域生活利益、すなわち故郷の喪失を損害事実として主張しているのであって、各原告の損害評価にあたって、個人の損害事実のみに着目しているのではない。そして、故郷の喪失という損害事実を故郷喪失慰謝料として金銭的に評価することにより、各原告に共通の金額の慰謝料を算定することが可能になると考える。そのうえで、各原告の個別の事情に応じて慰謝料額を加算することを排除するものではない。

(4) したがって、原告らの損害を算定するにあたって、被告の主張するような個別原告の損害のみに着目した場合には、被告が不法行為により失わせた故郷の地域生活利益に着目しない結果となり、故郷の喪失という損害事実の本質を見失わせることになる。

故郷は、少なくとも個別原告が享受していた利益（職業生活、人間関係、趣味など）の総体を内包していたといえるし、先行する避難者訴訟の各原告らが享受していた利益をも含んでいる。

個別原告の損害に着目するとしても、各原告が享受していた利益の総体を把握する目的をもって分析しなければ、故郷の喪失という損害事実を把握しているとはいえない。

(5) 繰り返しになるが、このような本件の損害の本質を見失わせないために必

要なの、損害の包括的把握である。

そもそも、本件原発事故における損害算定については、従来型の個別損害項目積算方式では、非定型の被害において被害者に生じた差を的確に表現することができず、また、従前の方式のもとでの個別損害項目をいくら積み上げたとしても、被害者の権利・法益に対する侵害の結果として被害者に生じた生活の総体や事業活動の総体の差を反映させるのには限界があると指摘されている。そのうえで、本件原発事故において基礎に据えられるべきは、従前の損害把握の枠組みとは本質的に異なる視点、すなわち、包括的生活利益としての損害の把握であるとし、その内容が、包括的生活利益としての平穩生活権であるとする（甲B99の106頁～107頁）。

- 3 よって、本件原告らの損害を認定するにあたって個別事情に基づく精神的損害の評価・算定をすることは、故郷の喪失という、原告らに共通の損害事実を認定しないまま損害額の算定をするおそれを生じさせる点で、本件訴訟にはなじまない考え方である。

故郷の喪失という損害事実を認定するにあたっては、少なくとも個別の原告の損害事実の総体として形成されていた地域生活利益ないし故郷を、金額的に評価する必要があると考えられる。

そして、原告らは、故郷喪失損害について、その金銭的評価として一人当たり2000万円と主張している。

第2 被告の自主賠償基準に基づく賠償が十分とはいえないこと

1 中間指針第五次追補の考え方について

- (1) 令和4年12月20日に発表された中間指針第五次追補において、基本的な考え方が、以下のとおり示されている（甲B100の本文2頁目、下から8行目から同4頁目の上から9行目まで。）。

「2 基本的考え方

中間指針第2の1で述べたとおり、損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由

はないことを改めて確認する。しかしながら、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等は前例なきものであった。そこで、この度の中間指針第五次追補（以下「本指針」という。）においては、上記で述べた経緯を踏まえ、本件事故に特有の事情を十分に考慮し、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関し、これまで示してきた指針に加えて損害の範囲等を示すとともに、本審査会に設置された総括委員会が策定する総括基準のうち、精神的損害の増額事由については、本指針に示すこととし、東京電力株式会社による直接の賠償において広く適用されることにより、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施による被害者救済に資するものとする。

なお、本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、本審査会の指針において示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やADRセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる。

さらに、ADRセンターにおける和解の仲介においては、東京電力株式会社が、令和3年8月4日に認定された「第四次総合特別事業計画」において示している「3つの誓い」のうち、特に「和解仲介案の尊重」につい

て、改めて徹底することが求められる。本件事故から既に十年以上が経過した中、本指針による遡及的な賠償は一刻を争うというべきものであり、東京電力株式会社においては、専門委員の最終報告における既に確定した判決や和解済み案件等に係る留意点も踏まえ、迅速に対応することが重要である。さらに、第四次追補でも指摘したとおり、本件事故による被害は極めて広範かつ多様であり、被害者一人一人の損害が賠償されたとしても、被災地における生活環境、産業、雇用等の復旧・復興がなければ、被害者の生活再建を図ることは困難である。本審査会としても、東京電力株式会社の誠実な対応による迅速、公平かつ適正な賠償の実施に加え、政府等による復興支援策等が着実に実施されることを求める。」。

- (2) 以上によると、原賠審の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことが明記されており、指針自ら、中間指針に基づく賠償が十分でないことを明言している。

なお、上記引用部分において、被告に対して、「被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やADRセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」旨が、注意的に明記されている。

2 被告の主張について

- (1) 被告準備書面(6)の第2の2(1)ウにおいて、被告は、乙B192号証の10頁目、13行目から下に記載のある、明石委員及び内田会長のやり取りを引用し、その内田会長の発言内容から、第60回審査会における内田貴会長の補足説明からも、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定め

られたものであることは明らかであると主張する。

しかしながら、被告の上記証拠引用部分の明石委員及び内田会長の発言の前には、内田会長による以下の発言がある。以下、乙B 1 9 2 号の9 頁目、下から1 7 行目の内田会長の発言から引用する。

「【内田会長】ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。特にはありませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいまの3つの論点につきまして、委員の皆様の間で御了解が得られたものと考えて進めていきたいと思えます。

それでは、次の2番目の損害額の算定方法についてです。ここには3つの議論すべき点が含まれているかと思えます。

まず第1は、2の(1)に書かれている点ですが、独立の損害項目とするのではなく、日常生活障害慰謝料の加算要素にすることについて。この点については、前回皆さんの了承が得られているのですが、その理由をこの2の(1)のところでより詳細に記載しております。この考え方でよいかどうかというのがまず第1の点でございます。

それから2番目に、2の(2)に書かれている点ですが、被害者の状況というのは多岐にわたっていて、過酷避難状況が認められる期間を明確に示すことが困難であることから、本件事故発生当初から相当期間にわたって精神的損害が生じていたものとして、避難指示が出されていた期間に応じて、第1期の期間において、事故から半年ですが、加算するということが相当であると考えてよいかという点。

そして、第3番目に、これは今日結論を出すことではないかと思えますが、過酷避難状況による精神的損害の損害額について、資料では、「〇〇万円」となっていますが、どの程度と考えるべきかについても御意見ございましたらいただければと思えます。

今、挙げました論点の2つ目の相当期間という点について少し補足いたし

ますと、過酷避難の状況というのは、人によってかなり差があって、非常に激しい過酷な状態が事故直後から1か月とか2か月続いたという方もいれば、そこまでではないけれど、しかし、過酷な状況がもう少し長く、5か月、6か月続いたという方もいる。そういう方々について一律に何か月と期間を切ることが非常に難しいものですから、また、その1か月にどのくらい加算するかについても人によって異なるということで、それらの過酷な避難状況に置かれた方々に共通する損害として、相当期間の間、といっても、これは第1期の中でということだと思いますが、相当期間の間、過酷な状況に置かれたという共通の損害を加算要素として、まとめて幾らという形で提示してはどうか、こういう趣旨であろうと思います。

以上の点につきまして、御意見ございましたらお願いいたします。どこからでも結構です。いかがでしょうか。明石委員、お願いします。」

以上の、内田会長の発言の後、被告準備書面（6）の9頁（乙B192号証の10頁目、13行目から下に記載のある、明石委員及び内田会長のやり取り）に記載している明石委員の、「明石でございます。私は専門家ではないので、1点お伺いしたいんですが、・・・」という発言につながっている。

したがって、明石委員の発言の後に続く内田会長の発言にある「全員に共通して定型的に認められるのはこのくらいであるという額を出す」等の発言というのは、過酷避難状況ないしその期間に応じた、加算要素とすることができるか否かについての内容である。

内田会長及び明石委員の発言にある過酷避難状況に関する議論は、原告らの主張する損害との関係では、避難継続慰謝料（請求額が月額20万円の損害）における避難生活ないしその生活期間の状況に該当する。そもそも、避難継続慰謝料と故郷喪失慰謝料とは、損害事実も異なれば、問題としている損害内容も異なる。過酷避難状況ないしその期間を加算要素とすることができるか否かという論点における内田会長の発言のみをもって、原告らの損害

について、定型的な損害の評価をすれば十分であることの根拠にはならない。

(2) 被告は、乙B 1 9 3における内田会長の発言をもって、中間指針等に定める賠償額が最低限の水準ではないことを明示的に述べていると主張している。しかし、原賠審において、中間指針は、賠償の上限ではないこと、賠償の全てではないことが意識的に議論されている。

ア すなわち、乙B 1 9 2の2頁目において、井出文部科学副大臣は、以下のように発言をして、中間指針が賠償の上限ではないことを説明している。

「【井出文部科学副大臣】文部科学副大臣の井出でございます。本日はお忙しいところ、こうして皆様に御出席、また、オンラインで御出席いただきまして、ありがとうございます。前回、11月10日になりますが、専門委員の皆さんによる過去の判決等の調査・分析の最終報告が行われまして、この報告を踏まえて中間指針を見直すこととし、第五次追補を策定するという審査会としての共通認識が得られたと承知しております。私も議論を聞かせていただきましたが、特にこれから見直しを進めていくに当たって、例えば、どうして見直しに至ったのかを反映させるべきではないか、それからまた、これまでと言われてきておりますが、指針の機能と限界、これが上限ではないということをしっかり盛り込むべきではないか。指針の本質的なところの重要性もしっかり皆様方に意識して、議論いただいているというところは本当に感謝と、また、敬意を表したいと思っております。」

イ また、乙B 1 9 3の2頁目においても、以下のとおり述べて、井出文部科学副大臣が、中間指針の賠償が全てではない旨を示している。

「【井出文部科学副大臣】皆様おはようございます。本日、61回目の原子力損害賠償紛争審査会の開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。……。中間指針でございますので、まず指針が全てではないんだということも引き続き御議論いただきたいと思いますし、また、指針であるからこそ明確性といえますか、どういう考え方に立つのかというところはきちっとお示しをし

なければいけない。」

ウ このように、井出文部科学副大臣の発言からも、原賠審において、中間指針が上限ではないということをしっかり盛り込むべきではないかという議論や、中間指針が全てではないという議論がなされていた経過があることは明らかである。

したがって、指針が最大の水準ではない以上、双葉郡の地域住民に共通の損害としても、中間指針が未だ最大とはいえない賠償水準しか定めていないことが分かる。

(3) 2 陣山木屋仙台高裁判決においても第五次追補の内容を超える損害額が認定されたこと

ア 令和6年2月14日に判決が言い渡された、本4陣訴訟の先行訴訟である、2 陣山木屋訴訟の仙台高等裁判所の判決においても、第五次追補が上限でない旨が示された（甲B101。仙台高等裁判所、令和3年（ネ）第151号、損害賠償請求控訴事件（原審・福島地方裁判所いわき支部平成25年（ワ）第252号、同26年（ワ）第101号、同27年（ワ）第34号、同29年（ワ）第85号、令和元年（ワ）第274号））。

すなわち、第五次追補については以下のように判示している。

「同追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものではないし、慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものではないことは当然の前提である」。

イ そのうえで、慰謝料については、避難慰謝料、故郷喪失慰謝料の他に、線量不安慰謝料を追加するとともに、その他の事情による加算の損害項目を設けている。

そして、故郷喪失慰謝料については、第五次追補では1人あたり250万円としていた山木屋地区の原告らに対し、1人あたり330万円の故郷喪失慰謝料を認定した。

また、線量不安慰謝料として、健康不安の程度が典型的に高いと考えられ

る妊婦及び子供につき60万円、それら以外の者について30万円を認めている。

3 損害が継続している事実が見落とされていること

- (1) 第1陣仙台高裁判決をはじめ複数の高裁判決が確定し、それらをもとに、中間指針の第五次追補の故郷喪失慰謝料等の金額が認定されている。しかし、第1陣仙台高裁判決の口頭弁論終結時は、令和2年の時点である。

その後も、帰還困難区域はもとより、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域いずれの区域においても、故郷は喪失したままであり、被害が継続している。

- (2) したがって、被害が継続している以上、その事実は、損害額の算定に当たって考慮されるべき事情である。本第4陣訴訟では、第1陣訴訟の口頭弁論終結時後も被害が継続している事実が存在する。

先述した2陣山木屋仙台高裁判決においても、現状の復興状況等が十分でないことを踏まえて損害額を算定していることがうかがえる判示内容がある。

- (3) よって、第五次追補の内容で十分な賠償がなされているとはいえない。

以上